

東京都ペタンク・ブール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都ペタンク・ブール連盟
(TOKYO PETANQUE BOULES FEDERATION)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、その主たる事務所を事務局長の連絡先に置く。(2017年度改定)

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、スポーツマン精神をもってペタンクに親しみ、技術の向上と健康の増進、
会員相互の親睦を図るとともにペタンクの普及と発展に寄与することを目的とする。

(目的)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ペタンクの知識と実技に関する普及活動
- (2) 指導員、審判員養成のための認定講習会の開催
- (3) ペタンクの各種技術習得のための研修会の開催
- (4) 本会地域内における親善大会及び競技大会の開催
- (5) 各種広報活動
- (6) 前号のほか、本会の事業目的達成に必要な事業

第3章 構成

(組織)

第5条 本会は、公益社団法人 日本ペタンク・ブール連盟に加盟するものとする。
2. 本会は原則として東京都に在住又は勤務する者をもって構成する。

(会員)

第6条 本会の会員は個人の資格で入会するものとする。

(入会)

第7条 入会希望者は、所定の入会申込書を会長に提出し承認されなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は別に定めるところにより、入会金及び年会費を納入しなければならない。
2. 特別な費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の入会金及び年会費はいかなる理由があっても返還しない。

東京都ペタンク・ブール連盟規約

(寄付金等)

第9条 本会の目的に賛同して事業援助のために寄付金等の申し出があった場合は、会長の承認を得て受納するものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名したとき
- (4) 連盟が解散したとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を一年以上滞納したとき

第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 1名
- ・ 会計 1名
- ・ 理事 若干名
- ・ 監事 1名

2. 必要に応じて顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第14条 役員は総会で選出する。

2. 役職については、選出された役員の間選により決定する。

東京都ペタンク・ブール連盟規約

(役員の仕事)

- 第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、これを代行する。
 3. 会計は、本会の会計業務を遂行する。
 4. 理事は、本会の業務を執行し業務の企画、運営にあたり、会務の重要事項を審議する。
 5. 監事は、本会の財務会計を監査する。
 6. 顧問は、本会の運営全般について意見を述べることができる。

(役員の仕事)

- 第16条 役員の仕事は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、その任満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を遂行する。

(役員の仕事)

- 第17条 役員は、次の各号の一に該当するときは、役員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の仕事)

- 第18条 役員は有給とすることができる。
2. 役員の仕事は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(職員)

- 第19条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。
2. 職員は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
 3. 職員は、有給とすることができる。

第5章 会議及び運営

(機関)

- 第20条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 理事会

東京都ペタンク・ブール連盟規約

(総会)

- 第21条 総会は、本会の最高議決機関である。
2. この総会は、第6条の会員をもって開催する。
 3. 総会は、毎年会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。但し、必要に応じて会長が臨時に召集開催することができる。
 4. 総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
但し、委任状による出席を認める。
 5. 総会の議長は、出席会員の互選による。
 6. 総会における議決は、出席会員の過半数の同意による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

- 第22条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 予算並びに決算に関する事項
 - (2) 事業計画並びに事業報告に関する事項
 - (3) 役員選出に関する事項
 - (4) 本規約の改廃に関する事項
 - (5) その他議決を要する事項

(理事会)

- 第23条 理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。但し、役員現在数の3分の1以上から理事会の開催要求をされたときは、臨時理事会を招集しなければならない。
- (1) 本会の運営、規則に関する事項
 - (2) 諸計画に関する事項
 - (3) 役員選出に関する事項
 - (4) 予算並びに決算に関する事項
 - (5) 総会提出議題に関する事項
2. 理事会の議長は会長が務める。
 3. 理事会は、役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
委任状による出席を認める。
 4. 理事会の議決は出席役員の過半数の同意による。可否同数のときは議長の決するところによる。

東京都ペタンク・ブール連盟規約

第6章 会計

(収入)

第24条 本会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び年会費
- (2) 助成金及び寄付金品等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(入会金及び年会費)

第25条 本会の入会金は1名につき2千円とする。**(2千円の内訳・・・日本ペタンク・ブール連盟分1千円 東京都ペタンク・ブール連盟分1千円)**

学生に関しては、東京都分の1千円を徴収しないものとし、連盟への1千円は東京都が負担するものとする。ただし、入会申込時に学生証の写しの提出を必要とする。(2020年度改訂)

2. 本会の年会費は1名につき3千円とし、納入は毎年末日までに完了するものとする。**(3千円の内訳・・・日本ペタンク・ブール連盟分2千円 東京都ペタンク・ブール連盟分1千円) (2015年度改訂)**

学生に関しては、日本ペタンク・ブール連盟分の1千円(学生は1千円)のみとし、東京都ペタンク・ブール連盟分の1千円は徴収しないものとする。(2020年度改訂)

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(収支決算)

第27条 本会の収支決算は、理事会が作成し、監事の監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約を変更しようとするときは、理事現在数の3分の2以上の議決により理事会が改定案を作成し、総会の承認を得なければならない。

第8章 義務

(義務)

第29条 本会の会員は、本規約を遵守する義務を負う。

付 則

- | | |
|---------|------------|
| 1. 施行日 | 平成21年4月 1日 |
| 改訂 | 平成22年6月 6日 |
| 改訂 | 平成26年4月26日 |
| 改訂 | 平成27年4月25日 |
| 改訂 | 平成28年4月 8日 |
| 改訂 | 令和 2年4月23日 |
| 2. 決裁者 | 会 長 |
| 3. 所管部門 | 事 務 局 |